

◎新潟県訓令第9号

本 庁
地 域 機 関

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。ただし、別表第6第3号の表健康福祉環境部環境センター長の項第16号の次に1号を加える改正は、令和4年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中条及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条及び別表の細目の号（以下「移動条等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中条及び別表の細目の号の表示に下線が引かれた条及び別表の細目の号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の細目の号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号、次条及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(行財政改革監の専決事項)</p> <p>第4条の3 次に掲げる事項は、行財政改革監が専決するものとする。</p> <p>(1) <u>行財政改革監の旅行の命令をすること。</u></p> <p>(2) <u>行財政改革監の旅行の復命を受けること。</u></p> <p>(3) <u>行財政改革監の休暇等の承認等を行うこと(研</u></p>	<p style="text-align: center;">(危機管理監の専決事項)</p> <p>第4条の2 次に掲げる事項は、危機管理監が専決するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 危機管理監の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業（以下「部分休業」という。）、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下この号及び第4条の5において「休暇等」という。）並びに副危機管理監の5日以上（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。)</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。)

(4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による行財政改革監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。

(5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による行財政改革監の代休日の指定を行うこと。

(6) 行財政改革監の当直勤務の命令をすること。

第4条の4 (略)

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

- (1)～(8) (略)
- (9) 審査請求に対する弁明書等の提出をすること。
- (10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参与、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参与、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参与、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置

第4条の3 (略)

(広報監の専決事項)

第4条の4 次に掲げる事項は、広報監が専決するものとする。

- (1) 広報監の旅行(5日以上の旅行を除く。次号において同じ。)の命令をすること。
- (2) 広報監の旅行の復命を受けること。
- (3) 広報監の休暇等の承認等をすること。
- (4) 一般職員勤務時間条例第6条の規定による広報監の週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。
- (5) 一般職員勤務時間条例第11条第1項の規定による広報監の代休日の指定を行うこと。
- (6) 広報監の当直勤務の命令をすること。

別表第2 (第4条関係)

部長共通専決事項

- (1)～(8) (略)
- (9) 審査請求書等の経由及び弁明書等の提出をすること。
- (10) (略)
- (11) 部長及び部長相当職の職員(課長を兼ねる職員を除く。次号から第16号までにおいて同じ。)の旅行並びに参与、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の命令をすること。
- (12) 部長及び部長相当職の職員の旅行並びに参与、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の旅行の復命を受けること。
- (13) 部長及び部長相当職の職員の休暇、部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除(結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするもの及び知事が指定する団体等の地位との兼職に係るものを除く。以下「休暇等」という。)並びに参与、広報監、都市局長、副部長、情報企画監、原子力安全広報監、新産業企画監、次長、主管

かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。

(14)～(21) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

福祉保健部

福祉保健総務課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

地域医療政策課	
部長専決事項	課長専決事項
	<p>(1) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第8条第1項の規定により、施術者に対し必要な指示を行うこと。</p> <p>(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3第5項の規定により、報告された事項を公表すること。</p> <p>(3) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の6の規定により、構造設備等の変更その他必要な指示を行うこと。</p> <p>(4) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第18条第1項の規定により、柔道整復師に対し必要な指示を行うこと。</p>

課に置かれる課長、政策統括監、政策監及び総務管理部参事の5日以上の休暇等（夏季休暇を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務管理部長及び人事課長に合議すること。）。

(14)～(21) (略)

別表第4（第6条関係）

(略)

福祉保健部

福祉保健課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

国保・福祉指導課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(略)

感染症対策・薬務課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(3) (略)	(1) <u>予防接種法第5条第1項の規定による政令市長への定期予防接種の指示をすること。</u>
(4) <u>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第19条第1項の規定により、入所者の親族に対し援護をすること。</u>	
(5) <u>予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定により、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせること。</u>	
(6) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第30条第1項の規定により、死体の移動を制限し、又は禁止すること。</u>	(2) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関を指定し、又は同条第9項の規定により、その指定を取り消すこと。</u>
(7) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項の規定により、期間を定めて、水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。</u>	(3) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第3項の規定により、診療報酬の額を決定すること。</u>
(8) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第32条第1項の規定により、期間を定めて、建物への立入りを制限し、又は禁止すること。</u>	(4)～(34) (略)
(9) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第32条第2項の規定により、建物について封鎖その他必要な措置を講ずること。</u>	
(10) <u>感染症の予防及</u>	

医務薬事課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(3) (略)	(1) <u>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第8条第1項の規定により、施術者に対し必要な指示をすること。</u>
	(1)の2 <u>医療法（昭和23年法律第205号）第6条の3第5項の規定により、報告された事項を公表すること。</u>
	(2) <u>柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第18条第1項の規定により、柔道整復師に対し必要な指示をすること。</u>
	(3) <u>臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の6の規定により、構造設備等の変更その他必要な指示をすること。</u>
	(4)～(34) (略)

び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定により、期間を定めて、交通を制限し、又は遮断すること。

(11) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定により、同法第30条から第33条までに規定する措置を実施すること。

(略)

健康づくり支援課

部長専決事項	課長専決事項
	(1) <u>削除</u>
	(2)～(4) (略)
	(5)及び(6) <u>削除</u>
	(7)～(20) (略)

(略)

健康対策課

部長専決事項	課長専決事項
(1) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第19条第1項の規定により、入所者の親族に対し援護をすること。	(1) <u>予防接種法第5条第1項の規定による政令市長への定期予防接種の指示をすること。</u>
(2) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定により、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行わせること。	(2)～(4) (略)
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第30条第1項の規定により、死体の移動を制限し、又は禁止すること。	(5) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定により、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関を指定し、又は同条第9項の規定により、その指定を取り消すこと。</u>
(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第1項の規定により、期間を定めて、水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。	(6) <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条第3項の規定により、診療報酬の額を決定すること。</u>
(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する	(7)～(20) (略)

(略)

(略)
産業労働部
(略)

る医療に関する法律第32条第1項の規定により、期間を定めて、建物への立入りを制限し、又は禁止すること。
(6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第32条第2項の規定により、建物について封鎖その他必要な措置を講ずること。
(7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第33条の規定により、期間を定めて、交通を制限し、又は遮断すること。
(8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第50条第1項の規定により、同法第30条から第33条までに規定する措置を実施すること。

(略)
産業労働部
(略)

創業・経営支援課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2の2（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定により、中小企業調停審議会に諮問し、団体協約についてのあつせん又は調停を行うこと。	(1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。
(2) 商工会法（昭和35年法律第89号）第53条（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）の規定による商工会又は商	(2) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診

工会連合会の清算人の選任をすること。

断報告書を交付すること（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。

(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。

(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項の規定により、貸金業者の登録を拒否すること。

(5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること（創業・経営支援課の所管事項に係るものに限る。）。

産業振興課

部長専決事項	課長専決事項
	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第33条の規定により、苦情の処理のあつせん等を行うこと。

商業・地場産業振興課

部長専決事項	課長専決事項
小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）第15条の規定により、中小小売商に係る紛争についてあつせん又は調停を行うこと。	(1) (略) (2) 中小企業支援法第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定めること（商業・地場産業振

地域産業振興課

部長専決事項	課長専決事項
(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定により、中小	(1) (略) (2) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項の規定により、中小企業支援事業の実施に関する計画を定め

企業調停審議会に諮問し、団体協約についてのおつせん又は調停を行うこと。

(2) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）第15条の規定により、中小小売商に係る紛争についておつせん又は調停を行うこと。

(3) 商工会法（昭和35年法律第89号）第53条（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）の規定による商工会又は商工会連合会の清算人の選任をすること。

ること。

(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診断報告書を交付すること。

(4) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと。

(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第6条第1項の規定により、貸金業者の登録を拒否すること。

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること。

(7)～(15) (略)

興課の所管事項に係るものに限る。。

(3) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第4項の規定により診断を実施し、及び同条第5項の規定により診断報告書を交付すること（商業・地場産業振興課の所管事項に係るものに限る。）。

(4) 中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令第4条第7項の規定により、診断報告書の内容の実施等に関する助言を行うこと（商業・地場産業振興課の所管事項に係るものに限る。）。

(5) 削除

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する中小企業高度化資金貸付事業に関する事業計画を作成すること（商業・地場産業振興課の所管事項に係るものに限る。）。

(7)～(15) (略)

創業・イノベーション推進課	
部長専決事項	課長専決事項
	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）第33条の規定により、苦情の処理のおつせん等を行うこと。

(略)
(略)

(略)
(略)

農林水産部

(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u> (昭和25年法律第127号) 第35条第1項の規定により、適用除外肥料の指定をすること。 (5) (略)

(略)

林政課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略) (6)の2 <u>森林組合法第88条の3第2項及び第108条の5第2項の規定により、森林組合等の吸収分割を認可すること。</u> (7)・(7)の2 (略) (7)の3 <u>森林組合法第108条の13第2項の規定により、森林組合等の新設分割を認可すること。</u> (8)～(13) (略)	(1)～(3) (略) (4) <u>削除</u> (5)～(12) (略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること (三条及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。) (2)～(12) (略)

(略)

農地整備課	
部長専決事項	課長専決事項

農林水産部

(略)

農産園芸課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1)～(3) (略) (4) <u>肥料取締法</u> (昭和25年法律第127号) 第35条第1項の規定により、適用除外肥料の指定をすること。 (5) (略)

(略)

林政課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(6) (略) (7)・(7)の2 (略) (8)～(13) (略)	(1)～(3) (略) (4) <u>森林組合法第116条の規定により、森林組合等が締結した専用契約を取り消すこと。</u> (5)～(12) (略)

(略)

農地部

農地管理課	
部長専決事項	課長専決事項
(略)	(1) 農地法第4条第1項の規定による農地の転用の許可をすること (三条、 <u>魚沼</u> 及び南魚沼地域振興局の農業振興部長及び農林振興部長の専決事項を除く。次号から第4号まで、第6号、第7号、第11号及び第12号において同じ。) (2)～(12) (略)

(略)

農地整備課	
部長専決事項	課長専決事項

(略)	(略)
-----	-----

農村環境課	
部長専決事項	課長専決事項
(1) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第6条の規定により、都道府県棚田地域振興計画を定め、又はこれを変更すること。 (2) 棚田地域振興法第7条第1項の規定により、指定棚田地域の指定を申請すること。 (3) 棚田地域振興法第7条第4項の規定により、申請をするか否かについて通知すること。 (4) 棚田地域振興法第7条第6項の規定により、指定棚田地域の指定の解除を申請すること。	

土木部

監理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(7) (略)	(1) 建設業法（昭和24年法律第100号） <u>第19条の6第1項又は第2項の規定により、発注者に対し勧告をすること。</u> (2) <u>建設業法第19条の6第3項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること。</u> (3) (略) (4) <u>建設業法第41条の2第1項の規定により、建設資材製造業者等に対し勧告をすること。</u> (5) <u>建設業法第41条の2第2項の規定により、勧告に従わない旨を公表すること。</u> (6) <u>建設業法第41条の</u>

(略)	(略)
-----	-----

土木部

監理課	
部長専決事項	課長専決事項
(1)～(7) (略) (8) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第1項の規定により、土地使用権等の取得についての裁定をすること。</u> (9) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第3項の規定により、土地等使用権の存続期間の延長についての裁定をすること。</u> (10) <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第32条第1項又は第37</u>	(1) 建設業法（昭和24年法律第100号） <u>第19条の5の規定により、発注者に対し勧告をすること。</u> (2) (略)

係る認可をすること。

(4)～(7) (略)

新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項

(1)～(3) (略)

(3)の2 建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定により、承継に係る認可をすること。

(4)～(7) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
長岡、上越及び佐渡の各地域振興局の企画振興部長	(略)
(略)	
健康福祉部 衛生環境課長	(1)～(12) (略) <u>(12)の2 浄化槽法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。</u> <u>(12)の3 浄化槽法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。</u> (13) 浄化槽法第11条の3の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。 <u>(13)の2 浄化槽法第49条第1項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。</u> (14)・(15) (略)
(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(5)の2 (略) <u>(5)の2の2 浄化槽法第49条第2項の規定により、浄化槽に関する情報の提供を求めること。</u> (5)の3～(8) (略) (9) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間

(4)～(7) (略)

新潟地域振興局津川地区振興事務所長専決事項

(1)～(3) (略)

(4)～(7) (略)

(略)

別表第6 (第15条関係)

(1)・(2) (略)

(3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項

専決権限を有する者	専決事項
新発田、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局の企画振興部長	(略)
(略)	
健康福祉部 衛生環境課長	(1)～(12) (略) (13) 浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。 (14)・(15) (略)
(略)	
健康福祉環境部 環境センター長	(1)～(5)の2 (略) (5)の3～(8) (略) (9) 大気汚染防止法第10条第2項(同法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)の規定により、ばい煙発生施設の設置等の実施の制限期間

	<p>を短縮すること。</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p><u>(16)の2 大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告を受理すること。</u></p> <p>(17) <u>大気汚染防止法第18条の17第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。</u></p> <p>(17)の2 <u>大気汚染防止法第18条の28第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。</u></p> <p>(17)の3 <u>大気汚染防止法第18条の29第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。</u></p> <p>(17)の4 <u>大気汚染防止法第18条の30第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(18)～(72) (略)</p>		<p>を短縮すること。</p> <p>(10)～(16) (略)</p> <p>(17) <u>大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による特定粉じん排出等作業の実施の届出を受理すること。</u></p> <p>(17)の2 <u>大気汚染防止法第18条の23第1項の規定による水銀排出施設の設置の届出を受理すること。</u></p> <p>(17)の3 <u>大気汚染防止法第18条の24第1項の規定による一の施設が水銀排出施設となつた際の届出を受理すること。</u></p> <p>(17)の4 <u>大気汚染防止法第18条の25第1項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(18)～(72) (略)</p>
健康福祉環境部 環境センター環境課長	<p>(1)～(8)の5 (略)</p> <p><u>(8)の6 浄化槽法第11条の2第1項の規定による浄化槽の使用の休止の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(8)の7 浄化槽法第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(8)の8 浄化槽法第11条の3の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(8)の9 浄化槽法第49条第1項の規定により、浄化槽台帳を作成すること。</u></p> <p>(8)の10 (略)</p> <p>(8)の11 (略)</p> <p>(9) <u>大気汚染防止法第11条（同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(10) <u>大気汚染防止法第12条第3項（同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生</u></p>	健康福祉環境部 環境センター環境課長	<p>(1)～(8)の5 (略)</p> <p><u>(8)の6 浄化槽法第11条の2の規定による浄化槽の使用を廃止した旨の届出を受理すること。</u></p> <p>(8)の7 (略)</p> <p>(8)の8 (略)</p> <p>(9) <u>大気汚染防止法第11条（同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生施設の設置者の氏名等の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(10) <u>大気汚染防止法第12条第3項（同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の規定によるばい煙発生</u></p>

<p>施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (10)の2～(20) (略)</p>	<p>施設の設置者の地位の承継の届出を受理すること。 (10)の2～(20) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>